

家庭保管用

令和 6 年 3 月末までの適用となります。
ご家庭で保管をお願いします。

令和 5 年 5 月 2 2 日

保護者 様

豊田市立平井小学校長
尾坂 宏樹

令和 5 年度 災害等緊急時における児童の登下校及び給食について（依頼）

暴風警報発令時、または暴風警報発令の有無にかかわらず豊田市教育委員会判断で休業・授業の中止等の指示があった場合等における児童の登下校及び給食について、下記のように連絡いたします。

記

1 登校以前に暴風警報が発令された場合の登校及び給食の有無について

暴風警報が 6 時の時点で発令されている場合には、その日は休業日となります。

注 1 上記の対応は、「**愛知県西部**」または「**西三河北西部**」に**暴風警報**が発令された場合に適用されます。

注 2 解除時刻をテレビ・インターネット等でご確認ください、判断をお願いいたします。

注 3 台風接近などで、前日までに、翌日の給食が中止される場合があります。

注 4 暴風警報が発令されていなくても、登校が危険な場合(道路の冠水、崖崩れ等)は、自宅待機とし、その状況を学校へご連絡ください。(この場合、出席・欠席のどちらでもない扱いになります。)

2 豊田市教育委員会判断で休業の指示があった場合について

暴風警報発令の有無にかかわらず、豊田市全域若しくは一部地域の児童等の安全確保が困難と予想される場合は、**豊田市教育委員会判断**で、休業、授業の中止の指示が出ます。休業の指示が、教育委員会から学校にあった場合、休校または、自宅待機となります。なお、この場合の各家庭への連絡は、以下の「4 緊急時の連絡体制について」をご参照ください。

3 下校を早めた場合について

児童の登校後に、**愛知県西部**または**西三河北西部**に**暴風警報**が発令された場合、または**教育委員会からの授業中止の指示があった場合、校長の判断で授業中止した場合、インフルエンザ蔓延の場合**は、授業を中止し、通学路の安全を確認してから、**児童を速やかに下校させます**。なお、午前中に暴風警報が発令された場合、給食を食べずに下校することがあります。

* 児童一人一人について、4 月に提出していただく「**児童個人票**」に基づいて確認をした後、下校体制に入ります。**通学団下校に当たっては、当該通学団の集合場所まで、担当教師が安全を確保しながら引率をします。**

* なお、**通学路の通行が危険と判断されるとき等により、安全確保ができないと判断されるときは**、当該地区の児童の安全を校内において確保します。**お迎えをお願いすることになりますので、ご了承ください。**

★(安全確保が難しい状況や家庭が留守になっていると予想される時間帯には、学校メールにて「学校で待機をしています。お迎えをお願いします」と連絡します。)

4 緊急時の連絡体制について

(1) 下校を早める場合、臨時に休業する場合の連絡方法は、**学校メールで配信を行います。**

(2) メール登録していない家庭には学校より電話連絡をします。

5 給食について

- ・暴風警報が予想される場合、前日までに給食の中止が決定されることがあります。
- その際は、きずなネット（学校メール）や学校ホームページ等でお知らせします。

6 弾道ミサイル発射による Jアラートが発信された場合の対応

(1) 登校前に発令された場合

- ・ Jアラートの緊急情報が愛知県に発令・・・自宅待機
- ・ 日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出た・・・自宅待機を解除 児童は速やかに登校
- ・ 日本の領土・領海内へ落下した・・・自宅待機を継続 その後の対応は学校メールなどで各家庭に連絡

(2) 登校後に発令された場合

- ・ Jアラートの緊急情報が愛知県に発令・・・活動中断、避難態勢（机の下に身を隠すなど）をとる
- ・ 日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出た・・・活動再開
- ・ 日本の領土・領海内へ落下した・・・安全確認できるまで、校内の安全な場所で待機。安全確認後活動再開。

自然災害時の対応

豊田市立平井小学校

地震

震度5弱以上		豊田市内
在宅時	学校から指示があるまで <u>自宅待機</u>	
在校時	【学校待機】→【保護者の迎え】 ①下校の安全が確保できる場合 通学団の集合場所まで担当教師が引率 ②下校の安全確保が困難な場合 【学校待機】→【保護者の迎え】<u>小学校で引き渡します。</u>	

- ・「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合は原則通常通りの教育活動を行います。
(校外活動については中止または延期)
- ・臨時休業などの措置、下校をせずに学校待機の措置をとる場合があります。
- ・教育委員会が対策を検討した場合、その指示に従います。

風水害

暴風警報 特別警報		愛知県全域 西三河北西部	愛知県西部 豊田市西部
「避難準備・高齢者等避難開始」発令		高橋地区	
在宅時	・午前6時までに解除	平常授業 ※通学路が危険な場合は自宅待機	
	・午前6時を過ぎて解除 ・引き続き解除されない	授業中止・臨時休業	
在校時	・登校後に発令された場合 ※発令や危険が予想される場合	授業を中止し、速やかに下校 ①下校の安全が確保できる場合 通学団の集合場所まで担当教師が引率 ②下校の安全確保が困難な場合 【学校待機】→【保護者の迎え】	

- ・風水害の影響により、通学路が通行不能、危険な状況であると判断された場合は、児童の登校を見合わせていただき、学校へご連絡ください。その場合は欠席や遅刻にはなりません。
- ・天候の急変が予想されるような緊急の場合は、暴風警報等が発令されていなくても、**必要に応じて集団下校等の対応を行います。**